

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

平成30年 12月定例会

	議案第71号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）						
<p>〈政策等の概要〉</p> <p>児童福祉法第（昭和22年法律第164号）34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>他市も同様に改正が行われる。</p>								
	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>								
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源			
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、放課後児童支援員の資格要件について拡大されることから、本市でも次のとおり3点改正を行い、人員確保に繋げるもの。①学校教育法の規定により、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とする。②専門職大学の前期課程修了者を、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として対象に追加する。③「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を新設する。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p> <p>近年、入会児童数の増加に伴い、支援員の増員も必須となるが人員不足が危惧される。今回の改正により、支援員の資格要件が拡大することで、人員確保に繋がることが期待される。</p>								
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>平成30年3月30日に厚生労働省子ども家庭局より、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）が公布された。</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <p>“かたのサイズ”をめざす像（主要3つ）</p> <p>5.働くことと、家族や人生などとのバランスを大切にしている 12.安心して子どもを生み育てることができる 18.子どもたちの未来に明るい希望がある</p> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table>			計画名称		策定年度		計画期間	
計画名称									
策定年度									
計画期間									
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>									
	<p>〈政策等の実施時期〉 平成31年4月1日</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">担当部局</td> <td style="width: 33%;">担当課</td> <td style="width: 34%;">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>生涯学習推進部</td> <td>青少年育成課</td> <td>有・無 新旧対照表</td> </tr> </table>			担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	生涯学習推進部	青少年育成課	有 ・無 新旧対照表
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）							
生涯学習推進部	青少年育成課	有 ・無 新旧対照表							

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

平成30年3月30日に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件が拡大されることから、本市においても条例の改正を行い、放課後児童支援員の人員確保に繋げるもの。

2. 条例改正案の内容

放課後児童支援員の資格要件について下記のとおり拡大する。

- ①学校教育法の規定により、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とする。
- ②専門職大学の前期課程修了者を、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として対象に追加する。
- ③「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を新設する。

3. 施行日

平成31年4月1日

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) <u>学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) <u>学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>